

国不建第39号
令和5年5月8日

各地方整備局等建設業担当部長 殿
各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症による建設業の許可に係る特例措置の廃止について

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により、建設業の許可の更新に必要な書類や毎事業年度終了後に提出することとされている又は経営事項審査の受審に必要な財務諸表等の作成が困難な状況等があることを鑑み、建設業の許可の更新、毎事業年度終了後における書類の提出、経営事項審査の受審について、「新型コロナウイルス感染症に係る建設業の許可等の取扱いについて（通知）」（令和2年5月29日付け国土建第39号。以下「本件通知」という。）により、特例措置を講じてきたところです。

本日、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における新型コロナウイルス感染症の位置付けが、5類感染症に変更されたことから、本件通知を令和5年5月末をもって廃止することといたしましたので、通知いたします。

貴職におかれましては、十分留意の上、事務処理等に当たって遺漏のないよう適切な御対応をお願いいたします。